調査計画

1　調査の名称（■特定一般統計調査　□その他の一般統計調査）

特用林産物生産統計調査

（注）「特用林産物」とは、主として森林原野を起源とする生産物のうち、一般用材（製材用材など）を除くものの総称で、きのこ類などが該当する。

2　調査の目的

都道府県の特用林産物の生産等の変動の実態を継続的に把握し、その調査結果を分析して需給の安定等に関する施策を推進するとともに、生産者や消費者へ情報提供を図っていく上で必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3　調査対象の範囲

（1）地域的範囲（■全国　□その他）

（2）属性的範囲（■個人　□世帯　■事業所　■企業・法人・団体　□地方公共団体　□その他）

特用林産物を生産している生産者

4　報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約8,700

（注）　報告者数は令和７年調査の実績。令和８年調査以降は母集団整備の過程で把握した新設・統合・廃業等により変動がありうる。

（2）報告者の選定方法（■全数　□無作為抽出（□全数階層あり）　□有意抽出）

本調査の調査結果及び日常の業務活動により得られた情報を基に都道府県が整理している「特用林産物生産者リスト」を母集団として使用する（当該リストは、毎年調査実施前に市区町村の協力を得て最新の情報に更新している。）。

ただし、農業協同組合、森林組合、取扱業者・加工業者（以下「農協等」という。）が自ら特用林産物を生産している場合や、農協等が後記５の（1）に掲げる情報を保有している場合は、農協等に報告を求める。

5　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

① きのこの生産量、生産者数等

② きのこの出荷先内訳

③ しいたけ等原木の伏込量等

④ しいたけ生産者数規模別内訳等

⑤ 木炭等の生産量、生産者数等

⑥ その他の特用林産物の生産量等

〔集計しない事項の有無〕 ■無 □有

（2）基準となる期日又は期間

調査実施年の１年間（１月～12月）

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

林野庁(注1)－都道府県－（市区町村）(注2)－報告者

ただし、上記４（２）ただし書の記載に該当する場合には、都道府県又は市区町村は、農協等に報告を求める。

（注１）農林水産省内の分担として、都道府県及び市区町村への対応（調査票の送付・記入済調査票の提出を含む。）並びに報告者から提出された記入済調査票の１次的な審査及び集計については林野庁で行い、集計結果の２次的な審査及び公表を大臣官房統計部が行っている。

（注２）都道府県が一括して事務を行うか、市区町村を経由して（市区町村と協力して）事務を行うかについては、各都道府県の実態を踏まえ、都道府県ごとに判断する。

（2）調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（□政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール）

■調査員調査 ■その他（職員、ＦＡＸ）

〔調査方法の概要〕

報告者への調査票の配布は、郵送又は電子メールにより行う（依頼状に、電子メールにより報告する際の返信用メールアドレスも記載する。）。

報告者からの調査票の回収は、調査事務を行う都道府県又は市区町村が、報告者の希望及び地域の実情に応じて、調査員調査、郵送調査、オンライン調査（電子メール）、職員調査（林業普及指導員等）、ＦＡＸ調査の中から適宜選択するものとする。

なお、電子メールでの回答に当たっては、セキュリティ対策として報告者ごとに異なるパスワードを設定したファイルを用いることとする。ＦＡＸによる調査票の回答に当たっては、回答前後に、報告者と都道府県又は市区町村の双方において、調査票の回答・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。

7　報告を求める期間

（1）調査の周期

□1回限り　□毎月　□四半期　■1年　□2年　□3年　□5年　□不定期　□その他（　　）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：　　年）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布：調査実施年の9月下旬

調査票の回収：調査実施年の翌年2月末日

8　集計事項

（1）きのこ類の生産量（合計）

（2）しいたけの生産量（合計）

（3）乾しいたけの生産量（合計(上半期、下半期)、原木栽培（計（月別、上半期、下半期）、どんこ、こうしん、山成）、菌床栽培（上半期、下半期））

（4）生しいたけの生産量（合計、原木栽培、菌床栽培（計、原産地別））

（5）乾しいたけ、生しいたけの集荷販売実績

（6）しいたけ原木伏込量（合計、乾、生）

（7）しいたけ原木価格

（8）しいたけ生産者数（総計、原木栽培及び菌床栽培別しいたけ生産者数、個人法人別しいたけ生産者数）

（9）原木しいたけ生産者数（乾、生合計・所有ほだ木規模別）（個人、法人、合計）

(10) 原木しいたけ生産者数（乾しいたけ）（個人、法人、合計）

(11) 原木しいたけ生産者数（生しいたけ）（個人、法人、合計）

(12) （原木しいたけ）乾しいたけと生しいたけをともに生産している戸数

(13) 菌床しいたけ生産者数（乾、生合計・所有菌床規模別）（個人、法人、合計）

(14) 菌床しいたけ生産者数（乾しいたけ）（個人、法人、合計）

(15) 菌床しいたけ生産者数（生しいたけ）（個人、法人、合計）

(16) （菌床しいたけ）乾しいたけと生しいたけをともに生産している戸数

(17) しいたけ原木の調達ルート 伏込原木の調達ルート別内訳、伏込原木の自県内外調達内訳

(18) 菌床製造用おが粉の調達ルート 菌床製造用おが粉の調達ルート別内訳 、菌床製造用おが粉の自県内外調達内訳

(19) なめこの生産量（合計）

(20) なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギの集荷販売実績

(21) なめこ等の生産者数

(22) その他のきのこの生産量、その他のきのこのうち主な品目名

(23) たけのこ、ねまがりたけの生産量

(24) たけのこ、ねまがりたけの出荷量及びそのうち加工用（西暦の偶数年に１回）

(25) わさびの生産量、面積

(26) わさびの出荷量及びそのうち加工用（西暦の偶数年に１回）

(27) わらび等の生産量

(28) わらび、乾ぜんまいの人工の出荷量、たらのめの人工の出荷量及びそのうち施設栽培分、人工の作付面積及びそのうち施設栽培（西暦の偶数年に１回）

(29) 薬草等の生産量、竹の生産量（品目別、用途別）

(30) 桐、生うるし、木ろう等の生産量、面積

(31) 木炭の生産量

(32) 木炭の用途別生産量内訳 （白炭、黒炭、竹炭、粉炭、合計）

(33) 木炭の生産者数等

(34) その他燃料の生産量、木質粒状燃料の原料入手区分別生産量及び含水率

(35) 木酢液等の生産量、生産者数等（合計（木酢液＋竹酢液）、木酢液、竹酢液）

(36) 個人しいたけ生産者における従事者の世帯員年齢構成（合計、原木しいたけ（計、経営主、同居する従事者）、菌床しいたけ生産者別（計、経営主、同居する従事者））

9　調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表・非公表の別（■全部公表　□一部非公表　□非公表）

（2）公表の方法（■e-Stat　□インターネット（e-Stat以外）　■印刷物　□閲覧）

主要品目に係る生産量の速報及び確報については、インターネット（農林水産省ホームページ及びe-Stat）で公表する。また、確報を報告書「特用林産基礎資料（特用林産物生産統計調査　結果報告書）」として刊行する。

（3）公表の期日

速報については調査実施年の翌年６月、確報については調査実施年の翌年８月

10　使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類　□日本標準職業分類　□その他（　　）

■使用しない

本調査は、特用林産物を取り扱った生産者、農業協同組合、森林組合及び取扱業者・加工業者を対象とした

調査であり、産業別及び職業別の集計を行わないことから、日本標準産業分類及び日本標準職業分類のいずれも使用しない。また、集計結果についても、特用林産物品目別に生産量、生産者数を集計するため、日本標準産業分類　大分類Ａ－農業、林業、中分類01－農業、小分類011　耕種農業、0113　野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）の一部の品目に対する集計となる。従って、日本標準産業分類に該当する分類がないことから統計基準を使用しない。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	調査年の翌年４月１日から起算して３年	農林水産省大臣官房統計部長
調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長